

3 令和3年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(7) 令和3年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(42件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関(不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情)191	特定の砂防指定地内河川に架けられている全ての橋について、許可権者が橋梁の設置者に対して「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可していることを明らかにする文書	H17.9.20	H17.11.14	不存在		知事(東広島地域事務所建設局竹原支局)	H17.12.19	H18.2.13	R2.10.14	一部認容	R4.3.2	答申どおり(一部認容)
(情)192	特定の砂防指定地内河川に架けられている橋の広島県砂防指定地管理条例に基づく占用許可及び同意に関する起案文書	H17.9.20	H17.11.14	開示部分開示	第2号	知事(東広島地域事務所建設局竹原支局)	H17.12.19	H18.2.13	R2.10.14	原処分妥当	R4.3.2	答申どおり(棄却)
(情)195	平成15年度以降の橋に対する砂防設備占用許可の起案文書中の許可書案文	H17.11.22	H17.12.6	部分開示	第2号	知事(東広島地域事務所建設局竹原支局)	H17.12.19	H18.2.13	R2.11.9	原処分妥当	R4.3.2	答申どおり(棄却)
(情)215	特定の砂防指定地内河川に架けられている特定の橋について、砂防設備の占用を許可している事実が明らかに確認できる書類等	H17.12.28	H18.1.17	不存在		知事(東広島地域事務所建設局竹原支局)	H18.2.26	H18.7.6	R4.1.7	原処分妥当	R4.3.29	答申どおり(棄却)
(情)219	特定日における吉名町の現地調査に関する全ての記録	H16.1.7	H16.1.21	開示		知事(東広島地域事務所建設局竹原支局)	H16.2.13	H18.9.19	R3.7.8	原処分妥当	R4.3.2	答申どおり(棄却)
(情)228	特定期間に提起された不服申立てについて、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなかった開示決定等の全ての事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など	H18.9.24	H18.10.31	不存在		知事(東広島地域事務所建設局竹原支局)	H18.11.5	H18.11.28	R1.11.1	原処分妥当	R3.5.10	答申どおり(棄却)

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 280	砂防指定地内普通河川原田川の特定箇所と主要地方道大崎上島循環線との交差点での橋梁（構造物）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面・写真・当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書などのうち、位置関係が明示されている図面及び写真	H19. 5. 8	H19. 5. 25	開示		知事（東広島地域事務所建設局竹原支局）	H19. 6. 10	H19. 6. 29	R2. 7. 10	原処分妥当	R4. 3. 7	答申どおり（棄却）
(情) 291	砂防指定地内普通河川原田川の特定箇所と主要地方道大崎上島循環線との交差点での橋梁（構造物）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面・写真・当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書などのうち、別件開示請求で開示されなかった図面	H19. 6. 11	H19. 6. 21	不存在		知事（東広島地域事務所建設局竹原支局）	H19. 6. 24	H19. 8. 1	R2. 7. 10	原処分妥当	R4. 3. 7	答申どおり（棄却）
(情) 292	砂防設備の占用許可申請ならびにその承認の事実を記載している行政文書	H19. 6. 18	H19. 6. 28	不存在		知事（東広島地域事務所建設局竹原支局）	H19. 7. 8	H19. 8. 1	R2. 10. 14	原処分妥当	R4. 3. 7	答申どおり（棄却）
(情) 317	B o xカルバートを使用した理由が記載された文書等	H19. 10. 1	H19. 11. 15	不存在		知事（東広島地域事務所建設局竹原支局）	H19. 11. 18	H20. 1. 8	R2. 10. 14	原処分妥当	R4. 3. 9	答申どおり（棄却）
(情) 318	B o xカルバートを使用した理由が記載された文書等	H19. 10. 1	H19. 11. 15	不存在		知事（東広島地域事務所建設局竹原支局）	H19. 11. 18	H20. 1. 8	R2. 10. 14	原処分妥当	R4. 3. 9	答申どおり（棄却）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 319	Boxカルバートを使用した理由が 記載された文書等	H19. 10. 1	H19. 10. 31	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局竹 原支局）	H19. 11. 18	H20. 1. 8	R2. 10. 14	原処分妥当	R4. 3. 9	答申どおり （棄却）
(情) 324	行政文書開示請求に関する郵便物の 発送方法を東広島地域事務所建設局 竹原支局が「配達記録」扱いとして いる部内規程及びその根拠	H19. 10. 30	H19. 11. 13	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局竹 原支局）	H19. 11. 18	H20. 1. 22	R2. 1. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり （棄却）
(情) 339	行政文書開示請求に関する郵便物の 発送方法を東広島地域事務所建設局 が配達記録扱いとせず、通常郵便扱 いとした根拠等が記載されている決 裁文書などの行政文書	H20. 1. 4 H20. 1. 22	H20. 1. 16 H20. 2. 5	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局）	H20. 2. 17	H20. 3. 21	R2. 1. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり （棄却）
(情) 341	行政文書開示請求に関する郵便物の 発送方法を東広島地域事務所建設局 竹原支局が配達記録扱いとした根拠 が記載されている規程又は決裁文書 などの行政文書	H19. 12. 11 H19. 12. 26 H20. 1. 4 H20. 1. 15 H20. 1. 22	H19. 12. 21 H20. 1. 8 H20. 1. 18 H20. 1. 29 H20. 1. 31	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局竹 原支局）	H20. 2. 17	H20. 3. 27	R2. 1. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり （棄却）
(情) 345	東広島地域事務所建設局竹原支局長 名による通知書の発送方法を普通郵 便扱いとした根拠が記載されている 規程又は決裁文書などの行政文書	H20. 1. 22	H20. 1. 31	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局竹 原支局）	H20. 2. 17	H20. 3. 27	R2. 1. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり （棄却）
(情) 351	行政文書開示請求却下決定通知書の 発送方法を配達記録扱いとした根拠 が記載されている規定又は決裁文書 など	H20. 3. 18	H20. 3. 28	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局竹 原支局）	H20. 4. 20	H20. 5. 2	R2. 6. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり （棄却）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 357	行政文書開示請求却下決定通知書の 発送方法を配達記録扱いとせず、通 常郵便扱いとした根拠等が記載され ている規程又は決裁文書などの行政 文書	H20. 3. 18	H20. 3. 31	不存在		知事（東広 島地域事務 所建設局）	H20. 4. 20	H20. 5. 29	R2. 6. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり （棄却）
(情) 364	行政文書開示請求却下決定通知書の 発送方法を通常郵便扱いとした根拠 が記載されている規程又は決裁文書 などの行政文書	H20. 3. 18	H20. 3. 28	不存在		知事（呉地 域事務所建 設局）	H20. 4. 20	H20. 6. 3	R2. 6. 10	原処分妥当	R3. 12. 3	答申どおり （棄却）
(情) 365	東広島地域事務所長の事務引継書	H20. 4. 3	H20. 4. 16	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事（東広 島地域事務 所総務局）	H20. 5. 18	H20. 6. 6	R2. 10. 28	一部認容	R3. 7. 16	答申どおり （一部認容）
(情) 366	平成20年4月現在の東広島地域事務 所建設局竹原支局長の事務引継書	H20. 4. 3	H20. 4. 16	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事（東広 島地域事務 所建設局竹 原支局）	H20. 5. 18	H20. 6. 6	R3. 3. 31	一部認容	R3. 7. 16	答申どおり （一部認容）
(情) 382	特定の開示請求等について、開示請 求の対象から除いた文書の有無等が 記載されている文書	H20. 5. 1	H20. 5. 15	不存在		知事（土木 整備管理 課）	H20. 6. 1	H20. 7. 25	R3. 7. 8	認容	R3. 10. 21	答申どおり （認容）
(情) 414	平成15年4月1日から平成16年12月 31日までの期間において国土交通省 から取得した文書等	H17. 1. 5	H17. 3. 7	開示 部分開示	第2号 第3号	知事（道路 河川管理 室、砂防 室）	H17. 5. 1	H21. 1. 14	R3. 5. 21	原処分妥当	R3. 7. 6	答申どおり （棄却）
(情) 441	平成18年4月1日から同年9月30日 までの期間において国土交通省から 取得した文書等	H18. 10. 10	H18. 12. 8	開示 部分開示	第2号 第6号	知事（道路 河川管理 室、砂防 室）	H19. 1. 4	H21. 2. 23	R3. 5. 21	認容	R3. 7. 6	答申どおり （認容）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 445	別件の開示決定において開示しな かった行政文書	H19. 1. 23	H19. 2. 6	開示		知事（砂防 室）	H19. 3. 11	H21. 2. 23	R3. 5. 21	原処分妥当	R3. 7. 6	答申どおり （棄却）
(情) 459	別件の開示決定において開示しな かった行政文書	H19. 4. 17	H19. 4. 27	不存在		知事（道路 河川管理 室）	H19. 5. 13	H21. 3. 5	R3. 5. 21	原処分妥当	R3. 7. 6	答申どおり （棄却）
(情) 479	1 平成20年4月現在の広島県土木 局土木整備部引継ぎ資料のうち、 「文書公開事案1 砂防指定地内河 川●●橋梁設置不許可案件（東広島 地域事務所建設局竹原支局）」の 「今後の処理方針」欄に記載され た、「相手方の動向により、新たな 対応を迫られる可能性があるため、 土木総務室、行政情報室と連携して 対応することとする。」に関し、当 該引継書の作成以降に行われた対応 の経過やその内容等が記載されて いる文書 2 当該「文書公開事案」が問題点 とされた経緯及び根拠が記載されて いる文書	H20. 12. 14	H20. 12. 24	不存在		知事（土木 整備管理 課）	H21. 1. 5	H21. 3. 5	R4. 2. 4	棄却		
(情) 507	西部建設事務所東広島支所（旧東広 島地域事務所建設局・竹原支局）の 平成21年度事務引継書	H21. 4. 6	H21. 6. 4	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事（西部 建設事務 所東広島 支所）	H21. 7. 26	H21. 11. 5	R4. 3. 22	一部認容		

諮問番号	対象行政文書名（略称）	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関（不服申立てに対する決定等）	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(情) 542	西部建設事務所長東広島支所の平成21年度事務引継書のうち担当：維持管理課管理係で懸案事項が砂防指定地内河川郷側に係る橋梁許可申請について（●●による行政文書開示請求）と記載されている文書	H22. 3. 23	H22. 4. 6	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事（西部建設事務所東広島支所）	H22. 5. 10	H22. 6. 16	R4. 2. 15	認容		
(情) 543	平成22年4月6日付け西建東第2203号で開示された内容が、既に開示決定等を受けた平成21年6月4日付け西建東第249号の行政文書部分開示決定通知書と同じ場合は、平成22年1月25日付け土整第354号の裁決書によって県民の間に混乱を生じさせる恐れや不利益を及ぼす恐れがなくなってもなお不開示とすることが適正な判断であるという根拠が記載されている文書	H22. 3. 23	H22. 4. 6	不存在		知事（西部建設事務所東広島支所）	H22. 5. 10	H22. 6. 16	R4. 2. 15	原処分妥当	R4. 6. 29	答申どおり（棄却）
(情) 566	西部建設事務所東広島支所の平成22年4月（又は平成22年3月末）現在の事務引継書	40420	40479	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事（西部建設事務所東広島支所）	H22. 11. 25	H23. 1. 7	R4. 3. 22	一部認容		
23(情) 56	他の市町に関する具体的な使用実態、行政指導の事実関係が確認できる文書等	H23. 7. 5	H23. 7. 15	不存在		知事（東部建設事務所三原支所）	H23. 7. 19	H23. 8. 9	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 10. 19	答申どおり（棄却）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
23(情) 63	他の市や町が砂防河川をBoxによる縦断占有により、川を覆った状態で道路として使用している実態の概要等	H23. 7. 19	H23. 8. 2	不存在		知事（東部建設事務所三原支所）	H23. 8. 22	H23. 9. 12	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 10. 19	答申どおり（棄却）
23(情) 64	尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に設置されたBoxカルパート部及び床版部に関する文書	H23. 7. 19	H23. 8. 2	不存在		知事（東部建設事務所三原支所）	H23. 8. 22	H23. 9. 12	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 10. 19	答申どおり（棄却）
23(情) 65	尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に設置されたBoxカルパート部及び床版部に関する文書	H23. 7. 19	H23. 8. 2	不存在		知事（東部建設事務所三原支所）	H23. 8. 22	H23. 9. 12	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 10. 19	答申どおり（棄却）
2(情) 2	1 道路交通法違反を優先・下位法から判断できる整合性・論理性・法理性の分かる資料等 2 警察管内の不祥事に対し再発防止策や市民との信頼関係を取り戻す内実の分かる資料等 3 特定人のスピード違反教唆の問題解決の分かる資料等	R2. 1. 6	R2. 2. 5	部分開示 不存在 存否応答 拒否	第6号	警察本部長	R2. 2. 19	R2. 7. 8	R3. 7. 26	原処分妥当	R3. 12. 15	答申どおり（棄却）
2(情) 3	県に用務があるとして、公用車を除く自家用車などの交通手段により出張した県の職員が県庁の外来者駐車場を利用した、あるいは利用する可能性があったことに関する記録	H18. 2. 26	R1. 12. 25	不存在		知事（総務課）	R2. 3. 23	R2. 7. 14	R3. 12. 9	原処分妥当	R4. 3. 28	答申どおり（棄却）
2(情) 4	開示請求文書が存在するにもかかわらず不存在としたことは妥当であるとした広情個審第3号	R2. 4. 20	R2. 5. 7	不存在		知事（総務課）	R2. 5. 17	R2. 8. 7	R3. 9. 8	認容	R3. 11. 15	答申どおり（認容）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
2(情) 5	本郷処分場に関する許可書他許可に係る全ての文書	R2. 4. 24	R2. 5. 14	部分開示	第2号 第3号 第4号 第6号 第7号	知事（東部 厚生環境事 務所）	R2. 7. 6	R2. 10. 7	R4. 2. 4	一部認容	R4. 4. 13	答申どおり （一部認容）
2(情) 6	令和2年度（令和元年度実施）広島 県・広島市公立学校教員採用候補者 選考試験に関する行政文書	R2. 6. 30	R2. 8. 25	部分開示	第6号	教育委員会	R2. 9. 7	R2. 11. 26	R4. 3. 10	一部認容	R4. 6. 13	答申どおり （一部認容）
2(情) 7	民事調停に係る復命書	R2. 7. 20	R2. 9. 14	部分開示	第1号 第2号 第6号	知事（就農 支援課）	R2. 10. 5	R2. 12. 16	R4. 3. 14	一部認容	R4. 4. 15	答申どおり （一部認容）
2(情) 10	建設業許可申請書に添付された経営 業務の管理責任者証明書等	R2. 7. 6	R2. 7. 22	部分開示	第2号 第3号	知事（建設 産業課）	R2. 10. 14	R3. 1. 28	R4. 3. 28	原処分妥当	R4. 4. 27	答申どおり （棄却）



(イ) 令和3年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(15件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関(不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
3(情)1	国交省告示第35号三を無視して決定した土砂災害警戒区域等の指定を記載した基礎調査調書	R2.2.16	R2..3.3	不存在		知事(土砂法指定推進担当)	R2.3.6	R3.4.30	R4.7.5	却下		
3(情)2	一般社団法人砂防フロンティア整備機構が作成した基礎調査調書様式を広島県が準用しているのであれば、同機構の様式	R2.2.16	R2..3.3	不存在		知事(土砂法指定推進担当)	R2.3.6	R3.4.30	R4.7.5	却下		
3(情)3	県は基礎調査調書に表土厚さを実測せずに定量値を記載したという事実に基づかない判断をした広情個審第3号	R3.1.6	R3.1.19	不存在		知事(総務課)	R3.2.8	R3.5.28	R4.7.5	却下		
3(情)4	日本貸金業協会発行の貸金業登録申請に関する手引き	R3.3.18	R3.4.5	不開示	第3号	知事(経営革新課)	R3.4.14	R3.6.11	R4.5.2	原処分妥当	R4.6.8	答申どおり(棄却)
3(情)5	1 特定の審査請求に関する受付・経緯・意思形成過程・結論等の分かる一切の記録・資料等 2 特定の文書に記載の内容等に係り、論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等	R3.1.21	R3.2.4	存否応答拒否		教育委員会	R3.3.5	R3.8.27	R4.8.1	原処分妥当		
3(情)6	特定日に福山駅南口において実施した街頭宣言に関し広島県警と協議等を行った事及び当日終了するまでに警察が対応した事が分かるすべての文書	R3.5.14	R3.5.27	不存在		警察本部長	R3.5.31	R3.10.14				
3(情)7	西部子ども家庭センターに一時保護された子どもが施設で死亡し、県が設置した検証会議における資料	R3.4.29	R3.6.28	部分開示	第1号 第2号 第3号 第6号	知事(こども家庭課)	R3.8.14	R3.11.26				

諮問番号	対象行政文書名（略称）	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関（不服申立てに対する決定等）	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
3(情)8	令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜における職員用入試要項（試験監督実施マニュアル）	R3.4.15	R3.4.28	不開示	第6号	教育委員会	R3.5.6	R3.11.29				
3(情)9	特定年度の広島県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書	R3.1.28	R3.2.5	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	R3.2.19	R3.12.9				
3(情)10	特定期間に特定団体と汚水排水問題について、神石高原町、特定団体等の利害関係者を交えて対策を話し合った協議会の議論の内容、結果等を記した行政文書	R3.1.19	R3.1.26	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事（動物愛護センター）	R3.4.16	R4.1.6				
3(情)11	特定の聴取書内に記述された、国交省中国地方整備局建政部から、広島県都市計画課都市総務グループの担当者へ送ったとされる回答書等	R3.4.5	R3.4.19	不存在		知事（都市計画課）	R3.6.28	R4.2.3				
3(情)12	イノベーション推進チームが特定の企業に対して特定の企業に再委託を了解した経過が分かるもの。	R3.10.28	R3.11.11	存否応答拒否		知事（イノベーション推進チーム）	R3.12.1	R4.2.22				
3(情)13	特定の職員の特定期間の出退勤登録システムログデータ	R3.12.4	R3.12.13	不存在		知事（イノベーション推進チーム）	R3.12.17	R4.2.22				
3(情)14	特定の職員の特定期間の出退勤登録システムログデータ	R3.12.4	R3.12.14	不存在		知事（商工労働総務課）	R3.12.17	R4.2.24				
3(情)15	特定日に特定の場所で開催された三篠川災害復旧助成事業にかかる事業説明会で、地元から要望のあった各種事案に対する回答について会議議事録	R3.12.9	R3.12.16	不存在		知事（西部建設事務所東広島支所）	R3.12.21	R4.3.15				

(ウ) 令和3年度中に審査請求の取下げがあったもの（1件）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対す る決定等)	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
—	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく「バイオマス発電の事業計画策定ガイドライン」（平成29年3月資源エネルギー庁）第2章第1節3「燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」において、求められている都道府県林政部局に対する事前説明として、特定の企業が提出した文書、図面等	R3. 5. 12	R3. 6. 24	開示 部分開示	第2号 第3号	知事（林業課）	R3. 8. 10					R4. 1. 24審査請求取り下げ

## (2) 保有個人情報開示請求に係るもの

## (7) 令和3年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(6件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関(不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
(個)9	異議申立人が提起した異議申立てに関して、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した決裁文書及び諮問しないと判断した理由などを県職員が付記している場合の当該異議申立書の写し等	H18.10.11	H18.10.31	不存在		知事(東広島建設局竹原支局)	H18.11.5	H18.11.28	R1.11.1	原処分妥当	R3.7.5	答申どおり(棄却)
1(個)4	特定の災害による被害者の発見場所等	H31.3.29	H31.4.8	不存在		知事(地域支え合い担当)	R1.7.8	R1.10.21	R2.10.7	原処分妥当	R3.6.23	答申どおり(棄却)
1(個)5	特定の災害による被害者の発見場所等	H31.3.29	H31.4.8	不存在		知事(東部厚生環境事務所)	R1.7.8	R1.10.21	R2.10.7	原処分妥当	R3.6.23	答申どおり(棄却)

諮問番号	対象行政文書名（略称）	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関（不服申立てに対する決定等）	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
2(個) 2	<p>特定日に発生した私が違反者となる道路交通法違反事案に関し、</p> <p>1 動機・経緯等の分る文書等</p> <p>2 政治的な掲示物だから問題にしている訳ではないといえる論拠・根拠の分かる文書等</p> <p>3 フロントへの段ボール積載として違反にしているが、どのような大きさであれば交通妨害であるとする判断基準の分かる資料等</p> <p>4 運転者本人が反論しても、一方的・抑圧的に対応し判断・解釈できるとする根拠の分かる資料等</p> <p>5 他の警察署管内では違反にならなかった事案を、なぜこの管内では違反になるのかという不信等を一掃できる資料等</p> <p>6 掲示物の内容とは関係のない処分であることの分かる資料等</p> <p>7 なぜ7人も交通違反担当者が取り囲むことができるのか、その対応等に係る精神的打撃緩和への配慮事項などの分かる資料等</p> <p>8 聴取が終わっても、車全体の隅から隅まで調べることができる論拠・根拠の分かる資料等</p>	R2. 1. 6	R2. 2. 5	部分開示 不存在	第3号 第5号 第7号	知事（警察本部長）	R2. 2. 19	R2. 7. 8	R3. 7. 26	原処分妥当	R3. 12. 15	答申どおり (棄却)
2(個) 3	中央警察署敷地内から警察がビデオカメラで私を撮影した映像及び撮影を指示した事が分かる文書	R2. 7. 28 R2. 8. 18	R2. 8. 7 R2. 8. 27	不存在		知事（警察本部長）	R2. 8. 11 R2. 8. 31	R2. 12. 23	R4. 3. 23	原処分妥当		
3(個) 3	民事調停に係る復命書	R3. 6. 23	R3. 8. 24	部分開示	第3号 第7号	知事（就農支援課）	R3. 9. 7	R3. 11. 11	R4. 3. 14	原処分妥当	R4. 4. 15	答申どおり (棄却)

## (イ) 令和3年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(3件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関(不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
3(個) 1	1 特定の審査請求に関する受付・経緯・意思形成過程・結論等の分かる一切の記録・資料等 2 特定の文書に記載の内容等に係り、論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等	R3. 1. 21	R3. 2. 15	不存在		教育委員会	R3. 3. 5	R3. 8. 27	R4. 8. 1	原処分妥当		
3(個) 2	1 特定日付けの【公開質問】に対する回答を求む 2 上記に係る【公開質問】に対するそれぞれの会合・相応の日時・出席者・議事・意思形成過程・結論などの分かる一切の記録・資料等	R3. 3. 9	R3. 3. 18	開示 部分開示	第3号	警察本部長	R3. 4. 20	R3. 9. 24				
3(個) 3 (再掲)	民事調停に係る復命書	R3. 6. 23	R3. 8. 24	部分開示	第3号 第7号	知事(就農支援課)	R3. 9. 7	R3. 11. 11	R4. 3. 14	原処分妥当	R4. 4. 15	答申どおり (棄却)

(ウ) 令和3年度中に審査請求の取下げがあったもの（0件）

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・ 個人情報保護審査会			実施機関（不服申立て に対する決定等）	
								諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
該当なし												